

振込規定

1. (適用範囲)

振込依頼書による信金中央金庫（以下「本中金」といいます。）または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込みについては、この規定により取り扱います。

2. (振込みの依頼)

(1) 振込依頼書による振込みの依頼は、次により取り扱います。

- ① 振込みの依頼は、窓口営業時間内に受け付けます。
- ② 振込みの依頼にあたっては、本中金所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関名・店名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- ③ 本中金は、振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 前項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。

(3) 振込みの依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込契約は、本中金が振込みの依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとしてとします。

(2) 前項により振込契約が成立したときは、本中金から依頼内容を記載した本中金所定の受付書または受取書（以下「受付書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この受付書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

振込契約が成立したときは、本中金は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに依頼内容の通知（以下「振込通知」といいます。）を発信します。

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- ② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

5. (証券類による振込み)

原則として、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、本

中金の国内本支店にある受取人預金口座への振込みを依頼する場合で、本中金がこれを認めたときは、この限りではありません。このときは、次により取り扱います。

- ① 受付書等は、証券類受入れの旨を表示したものを交付します。
- ② 振込通知は、証券類の決済を確認した後に発信することがあります。

6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに振込みの依頼を行った店舗（以下「取扱店」といいます。）に照会してください。この場合には、本中金は、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 本中金が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、本中金から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。本中金からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、本中金からすみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関名・店名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取り扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、本中金所定の訂正依頼書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、受付書等とともに提出してください。この場合、本中金所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 本中金が前号の訂正の依頼を承諾したときは、本中金は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、提出された受付書等を本中金が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その訂正を行ったときは、これによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取り扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、本中金所定の組戻依頼書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、受付書等とともに提出してください。この場合、本中金所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 本中金が前号の組戻しの依頼を承諾したときは、本中金は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、本中金所定の組戻金受取書に記名押印のうえ、受付書等とともに提出してください。この場合、本中金所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、前条第2項の規定を準用します。
 - (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込みの依頼にあたって記載された住所・電話番号または振込資金等を振り替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。

10. (手数料)

- (1) 振込みの受付にあたっては、本中金所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、本中金所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかつたときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込みの受付をするときも、本中金所定の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があつたとき
- ② 本中金または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず

- ならず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 本中金以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12. (譲渡、質入れの禁止)

受付書等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13. (預金規定の適用)

振込資金等を預金口座から振り替えて振込みの依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取り扱います。

以 上

2020年4月1日現在
信金中央金庫